

病院情報の公表の説明

目 的：医療機関の DPC のデータの質の向上
医療機関の DPC データの分析力と説明力の向上

集計項目：7つの病院指標と9つの医療の質指標

病院指標

- 1) 年齢階級別退院患者数
- 2) 診断群分類別患者数等（診療科別患者数上位5位まで）
- 3) 初発の5大癌のUICC病期分類別ならびに再発患者数
- 4) 成人市中肺炎の重症度別患者数等
- 5) 脳梗塞の患者数等
- 6) 診療科別主要手術別患者数等（診療科別患者数上位5位まで）
- 7) その他（DIC、敗血症、その他の真菌症および手術・術後の合併症の発生率）

医療の質指標

- 1) リスクレベルが「中」以上の手術を施行した患者の肺血栓塞栓症の予防対策の実施率
- 2) 血液培養2セット実施率
- 3) 広域スペクトル抗菌薬使用時の細菌培養実施率
- 4) 転倒・転落発生率
- 5) 転倒転落によるインシデント影響度分類レベル 3b 以上の発生率
- 6) 手術開始前 1 時間以内の予防的抗菌薬投与率
- 7) d2（真皮までの損傷）以上の褥瘡発生率
- 8) 65 歳以上の患者の入院早期の栄養アセスメント実施割合
- 9) 身体的拘束の実施率

作成方法：厚生労働省が定める「令和7年度 病院情報の公表の集計条件等について」を基に、
当院の DPC データ（様式1、様式4、D ファイル、入院 EF ファイル、外来 EF ファイル、
様式3・補助票）を使用し作成しています。

DPC とは「Diagnosis Procedure Combination」の略で、厚生労働省が定める診断群分類

「診断（Diagnosis）」と「治療・処置（Procedure）」の組み合わせから、様々な状態の患者
を分類するための指標です。DPC は入院症例のみが集計対象であり、外来症例は含みません。

様式1とは、簡易版の退院サマリ

患者の性別や生年月日などの属性、入退院年月日、病名・手術情報、入退院時の各種判定や
評価などの情報があり、患者がどのような状態で入院し、主にどのような治療（手術）を受け、
何日間入院して、どのような状態で退院したかの概略が把握できます。

様式 4 とは、医科保険診療以外のある症例調査票

原則、すべての退院患者（自費のみの症例を含む。）が対象となります。入院を通して、医科保険診療でどのような支払いがなされたのかの実績について、退院時点での確定情報でデータを作成します。

D ファイルとは、包括レセプト情報

診断群分類点数表により算定した患者に係る包括範囲の診療報酬請求情報及び出来高による診療明細情報です。DPC 対象病院のみが提出します。

EF ファイルとは、診療報酬算定情報

診療明細を記入した E ファイルと行為明細を記入した F ファイルを統合した診療報酬算定情報です。入院 EF ファイルと外来 EF ファイルがあります。

様式 3 とは、医療機関の施設情報

医療機関別の病床数、入院基本料等に係る加算の算定状況等を把握するために必要な「施設調査票」です。

ICD とは、疾病、傷害及び死因の国際統計分類

死因や疾病の国際的な統計をとるため世界保健機関(WHO)によって公表された病名分類のことで、死因や病気ごとの国際的な比較や、医療機関における診療記録の管理などに活用されています。1990 年に国際統計協会により制定された第 10 版のことを分類基準 (ICD-10) と言います。

集計条件および集計方法

《共通項目》

使用するデータ： 様式 1、様式 4、D ファイル

《医療の質指標項目》

使用するデータ： 共通項目に加え、入院 EF ファイル、外来 EF ファイル、様式 3・補助票

■集計条件

☆様式 1

- ・ 令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日までの退院患者であり、一般病棟に 1 回以上入院した患者
- ・ 入院した後 24 時間以内に死亡した患者又は生後 1 週間以内に死亡した新生児は集計対象外
- ・ 臓器移植（『厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件（令和 6 年厚生労働省告示第 101 号）』に規定）は集計対象外

☆様式 4

- ・ 医科レセプトのみもしくは歯科レセプトありの患者

☆入院 EF ファイル・外来 EF ファイル

- ・ 実施年月日が令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日までの患者

☆様式 3・補助票

- ・ 調査年月が 202409、202412、202503、202505 の様式 3・補助票の入力値

■集計方法

単に数値を示すだけでなく、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（以下「医療広告ガイドライン」という。）」に定められた範囲内で特性等について必要にして十分な解説を行う。

医療広告ガイドラインは下記ウェブサイトを適宜参照。

<別紙 3（医療広告ガイドライン）>

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001304536.pdf>

☆患者数

- ・ 親様式のみを用いてカウントした患者数とする
- ・ 統括診療情報番号が「0」で、様式 1 の病棟に関するフラグにおいて、「調査対象となる一般病棟への入院の有無」が「1」のレコードを 1 患者としてカウント（統括診療情報番号が A および B のレコードは除外）

※集計項目 7）は例外とし、子様式がある場合は子様式を用いて集計を行うこと（個別項目参照）

- ・ 10 未満の数値の場合は、－（ハイフン）を記入
例えば、「2）診断群分類別患者数等（診療科別患者数上位 5 位まで）」において、患者数が 10 未満の場合は、「患者数」にはハイフンを入力し、「平均在院日数（全国）」以外の項目にも、同様にハイフンを入力する

☆在院日数

- ・ 在院日数は、親様式の様式 1 開始日から様式 1 終了日までの日数とする
令和 6 年 6 月 1 日に入院し、令和 6 年 6 月 2 日に退院した患者の在院日数は 2 日である。

☆様式 1 と EF ファイルの紐づけ

- ・ 様式 1 と EF ファイルの両方を用いる指標の場合、「入院年月日」と「データ識別番号」を用いて患者を紐づける。

☆薬価基準コード等を示す「\$」の取扱い

- ・ 診療行為コードや薬価基準コード内に「\$」が含まれることがある。この場合、当該部分に入るすべての数値を集計対象とする。